

社会福祉法人同心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人同心会（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 報酬は、別表1に定める額とする。

3 通勤手当は、臼杵市、津久見市以外からの場合に支給するものとし、住所地より現に要したバス賃を支給する。

4 職務の為に出張したときは、社会福祉法人同心会旅費規則に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、直接現金で支払うものとする。ただし、役員等からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

	日額
評議員会への出席	5,000 円
理事会への出席	5,000 円
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、理事長命令による法人及び施設業務のための出勤	5,000 円